

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について(Q&A)

1、医師に対する意見照会に関するQ&A

Q1 医師から専門外なので所見を出せないと言われましたが、どうしたらいいか

A 該当する状態像について判断できる医師に所見を求めてください。

Q2 主治医意見書の開示が間に合わない。診断書も頼めない、主治医から意見を聴取したいが直接連絡もとれない。それでも主治医の意見がないと届出を行っても承認はもらえないが

A 主治医の意見に基づいて、例外的に給付を認める制度であるためどのような場合でも主治医の意見がない場合は承認できません。どうしても主治医の意見をもらうことが難しい場合は、病院のケースワーカー等を介して主治医の意見をもらってください。
その場合は、経緯を支援経過にしっかりと記録するようにしてください。

Q3 意見照会について、指定の方法はありますか？

A 診断書取得・主治医からの聴取・主治医意見書からの照会が考えられますが、費用負や時点の問題があるので、できるだけ「聞き取り」でお願いします。

Q4 診断書の写しを利用者からもらうために、診断書を書いた医師の承諾は必要か

A 特に必要ありません。ただし、使用目的を医師が承知している必要があります。

Q5 聞き取りは、具体的にはどのように行うのか

A 聞き取りは、原則、利用者の診察に同行する方法とします。
ただし、医師から要望があった場合等やむを得ない場合は、電話による聞き取り、ファクシミリによる照会に対する電話回答、または、電子メールによる照会による方法を可能とします。また、伊奈町医療・介護連携シートを利用し意見を取得することも可能です。
電話による聞き取りの場合は、確認した相手や日時、内容について、必ず記録に残してください。ファクシミリや電子メールの送受信にあたっては、特定の個人情報が流出することのないよう、墨塗り対応や暗号化など、十分対策を講じてください。

Q6 医師への意見照会結果に有効期間はあるか

A 個別具体的な事情を鑑み、有効期限の設定は行いませんが、利用者の状態を正確に判断するためには、医師の所見を得た日からサービス担当者会議の開催まで、あまり日を空けないようにしてください。

Q7 主治医意見書を根拠資料とする場合、有効期限はあるか

A 介護認定を受けてから概ね1か月以内で、主治医意見書の内容から医師の所見が判断できる場合は、主治医意見書を医師の所見の根拠として利用することは可能です。
ただし、要介護認定を受けてから状態変化がある場合や、1か月以上経過している場合は不可とします。聴取等で、情報を取得してください。

2. サービス担当者会議の開催に関するQ&A

Q1 やむを得ない理由により、サービス担当者会議を行うことができなかった場合は、どうしたらよいか。

A サービス担当者会議に準じる意見照会等を経た適切なケアマネジメントの結果であることを記録した書面(居宅介護支援経過等)に、医師の意見(医学的な所見)や医師名などを記載し、保管または確認依頼提出時の添付書類としてください。

Q2 サービス追加・変更が福祉用具貸与のみであるとき、サービス担当者会議の出席対象者は福祉用具貸与事業者のみで良いのか。

A サービス担当者会議は、ケアプラン全体に渡って調整する目的で行われるべきものであり、変更する一部のサービスのみの事業者による会議はサービス担当者会議と認められません。

3. その他

Q1 新規(区部変更)申請中で、認定結果が出る前に福祉用具を利用したいが、軽度者に該当しそうな場合はどのように取り扱えばよいか。

A 主治医の意見を聴取した上で、担当者会議を開催し、暫定ケアプランを作成します。作成した暫定ケアプランと担当者会議録、主治医の意見を聴取したことが分かる書類を添付して確認依頼書の提出を行ってください。

Q2 暫定ケアプランで軽度者申請を事前に行い、貸与開始したが、認定結果が確定後に再度軽度者に係る福祉用具貸与の届出は必要か。

A 改めての届出は不要です。ただし、認定結果確定後に新たな品目を追加で貸与する場合には再度届出を行ってください。

Q3 軽度者に対する福祉用具貸与の届出をしている利用者が、更新時期となった。更新後も継続して福祉用具を利用する必要があり、介護度も同じになることが見込まれるが、どのタイミングで町への届出を行えばよいか。

A 更新後の認定有効期間が始まる前に届出を行ってください。

Q4 更新申請中だった利用者の認定結果が遅れ、認定有効期間終了間際に結果が出た。数日で新しい認定有効期間が開始となるが、認定結果が遅れたため、サービス提供者や利用者との都合が合わず、担当者会議を新しい認定有効期間の開始前に開催することができない。継続して福祉用具の利用が必要だが、担当者会議開催日より遡って貸与開始として届出を行ってもかまわないか。

認定結果の遅れ等やむ負えない理由がある場合は、申請日から30日前まで遡っての給付開始が可能です。

Q5 先日軽度者に対する福祉用具貸与の届出を行い、町から承認をもらい特殊寝台と付属品の追加で体位変換器も貸与したいと利用者から希望があった。改めて町へ届出を行う必要があるか

A 改めて届出を行う必要があります。ケアプランに新しい品目を位置づけるため、ケアプランの内容も変わります。当者会議も改めて開催する必要もあるため、通常の手順どおりに届出を行ってください。

Q6 確認申請後、通知が事業所の担当ケアマネージャー宛に送付されるが、事業者が変更となった場合、再度確認申請の必要があるか

A 事業所間の連携(通知書の写しを変更後事業所に渡す)があれば、再申請不要。ただし、事業所を変更する旨を町介護保険担当に必ず連絡してください。

Q7 転入してきた被保険者が、転入前に例外給付で福祉用具を利用していた際は、確認申請が必要か

A 保険者が確認する必要があるので、再度申請の必要がある。なお、主治医の所見を確認できる書類については、該当する状態像について記載のある医師が作成した書類を従前の支援事業者から引き継いでいる場合は、その写しで可とする。

Q8 一度手続きをすれば、ずっと貸与を受けることは可能か

承認の有効期間は、認定期間を基準としています。要介護認定の結果再度軽度者となった場合は改めて申請が必要であり再手続きをしないまま貸与を受けることは出来ません。

Q9 ケアプランに医師名と医学的所見を記載することあるが、末期がん等本人に告知されていない場合はどうすればよいか

診断名を記載することに支障がある場合は、診断名については、ケアプランに記載しなくても差し支えない。状態像のいずれかに該当する旨が要約されて記載されていれば可とする。また、届出を行う際にその旨をお伝えください。

例)「疾病により状態が不安定であり、今後起き上がりや寝返りが困難な状態となる可能性が高いと考えられるため...」など